

中国編

【1】 化学物質規制——重要文書、「新興汚染物質管理行動計画」公布——化学物質関連 全 8 ページ

サンプルのためリンクは削除

法律/政策の名称	(1) 新規化学物質環境管理登録弁法 (2) 危険化学品安全管理条例
現地語名称	(1) 新化学物质环境管理登记办法 (2) 危险化学品安全管理条例
公布/施行日等	(1) 2020 年 4 月 29 日公布、2021 年 1 月 1 日施行 (2) 2011 年 3 月 2 日全面改正、2011 年 12 月 1 日施行
カバー期間	2021 年 12 月初めから 2022 年 5 月終わり

バックグラウンド情報

■中国における化学物質一般に関する主な法令は以下のとおりである。この 2 法令は 2021 年 12 月から 2022 年 5 月まで改正されていないが、2 法令に基づきいくつかの法令が公布、改正されている。

- ・新規化学物質環境管理登録弁法
- ・危険化学品安全管理条例

(1) 新規化学物質環境管理登録弁法について

新規化学物質環境管理登録弁法は新規化学物質に関する上位法であり、2020 年 4 月 29 日に公布された改正版「新規化学物質環境管理登録弁法」（生態環境部令第 12 号）は、2021 年 1 月 1 日より施行された。同時に「新規化学物質環境管理登録弁法」（2010 年 1 月 19 日公布、元環境保護部令第 7 号）が廃止された。

また、同法に基づき策定されている主な関連法規は以下のとおりである。

- ・新規化学物質環境管理登録ガイドライン（2020 年 11 月 16 日公布、2021 年 1 月 1 日より施行）
- ・化学物質環境リスク評価および管理制御条例（通報稿）
- ・「新規化学物質環境管理登録関連移行事項に関する公告」（2020 年 10 月 26 日公布、2021 年 1 月 1 日より施行）

サンプルのため省略

新規化学物質についての詳細は本トレンドレポート 2021 年前期号をご参照下さい。

(2) 危険化学品安全管理条例について

中国において、危険化学品管理に関する法律は「安全生産法」および「輸出入商品検閲法」であるが、実際には条例である「危険化学品安全管理条例」が現行の上位法である。同条例に基づき、「危険化学品登録管理弁法」、「化学品物理危険性鑑定と分類管理弁法」、「危険化学品経営許可証管理弁法」などの弁法、「危険化学品目録」などの目録が多数制定されている。

同条例は 1987 年に初めて公布された後、2002 年に改正された。その後さらに改正されたものが現行の条例であり、2011 年 3 月 2 日に公布され、2011 年 12 月 1 日より施行されており、危険化学品の製造、輸入、販売、貯蔵、運送および使用などを規制し、危険化学品登録および鑑定制度並びに安全使用許可制度を明確にした。さらに、劇毒化学品、易制毒、爆発性危険化学品に関する特別な管理要求も明確にした。

また、中国では、危険化学品に関しては目録で管理されている。現行の目録は 2015 年版「危険化学品目録」である。

同目録に該当する危険化学品は、危険化学品安全管理条例にて定められる、危険化学品の生産、保管、使用、経営および輸送における安全管理要求を満たすことが求められる。これには、関連許可証明の取得、安全性データシート（SDS）および化学品安全ラベルの作成（化学品安全ラベル作成規定（GB15258-2009）を参照）、危険化学品登録および危険化学品環境管理登録を行うことが含まれる。また、特殊な危険性がある化学品、例えば、劇毒化学品や易制爆化学品は、関連部門の特別許可を取得し、登録を行う必要がある。

最近の主な動向

2021 年 12 月から 2022 年 5 月までの間、化学物質に関するテーマは主に以下の 5 つである。

■化学物質規制の根拠となる重要文書である「新興汚染物質管理行動計画」の公布

同計画は、2022 年 5 月 24 日、中国国務院により公布された。以前の生態環境部が作成した意見募集稿とは異なり、具体的な物質名などは示されておらず、全般的な方針を定めただけの文書になったように感じますが、今後の化学物質規制の根拠となり、また、初回の「重点規制新興汚染物質リスト」は 2022 年中に発表される予定であるため、注目されている重要な政策である。

同計画では、2025 年までに高懸念、高生産量（高使用量）化学物質の環境リスクに対するスクリーニングを実施して、「重点規制新興汚染物質リスト」を動的に発表し、「重点規制新興汚染物質」の禁止、制限、排出制限などの環境リスク管理措置を講じるという目標が示されている。また、有毒有害化学物質の環境リスク管理法規制度や管理の枠組みの段階的な整備を図り、新興汚染物質に対する管理を強化していくという計画にも言及されている。さらに、長江流域などの一部地域や、石油化学や塗料などの業種などで、新興汚染物質管理の試験プロジェクトを実施することや、条件が整った地方都市では、企業による新興汚染物質発生・排出削減試験事業の実施を促すという計画も記されている。加えて、製品中の重点規制新興汚染物質の含有量を規制していくための施策も示されている。

■「既存化学品目録」への物質追加

物質新規化学物質に関する法令が公布または改正されていないが、「既存化学品目録」にいくつかの物質が追加された。詳細は下表を参照。

追加日	追加された物質の数	追加された物質の一覧 (中国語原文の URL)
2021 年 12 月 22 日	11 種類	关于增补《中国现有化学物质名录》(2021 年第 3 批 总第 6 批) 的公告
2022 年 3 月 2 日	18 種類	关于已登记新化学物质列入《中国现有化学物质名录》(2022 年第 1 批 总第 9 批) 的公告

以下のニュースに関してはサンプルのためタイトルのみ示し説明は省略する。

■危険化学品 2 次元コードに関する動向

安全情報コード (2 次元コード) の定義：

説明省略

安全情報コード (2 次元コード) の対象：

以下の化学品については、安全情報コードによる管理の対象品となる

説明省略

企業の対応：

説明省略



■危険貨物の輸送に関する動向

1、長江流域における輸送禁止物質の SDS 開示について

説明省略

2、危険貨物の船舶輸送の全般規定について

説明省略

■REACH に関する動向

中国国家市場監督管理総局は、2021 年 12 月 31 日、2 本の推奨国家標準の「消費財の安全性 化学的危険・有害性リスク評価通則」（GB/T 41005-2021）および「消費財の安全性 化学的危険有害性評価および暴露評価ガイドライン」（GB/T 41007-2021）を公布した。同標準は即日施行された。2 標準の概要は以下を参照。

	消費財の安全性 化学的危険・有害性リスク評価通則（GB/T 41005-2021）	消費財の安全性 化学的危険有害性評価および暴露評価ガイドライン（GB/T 41007-2021）
対象製品	主に個人で使用するために設計、生産された製品であるがこれに限らない製品で、製品のコンポーネント、部品、付属品、使用説明書、包装	
適用範囲	消費財の化学的安全性における危険有害性リスク評価に適用される	消費財の化学的安全性における危険有害性評価および暴露評価に適用される
評価手順	・評価前の準備と情報収集 ・危険有害性の識別（GB/T 39011-2020「消費財の安全性 危険有害性識別ガイドライン」で規定の方法に従って識別する） ・危険有害性の評価 ・暴露評価 ・リスクの分析	・評価前の準備と情報収集 ・危険有害性の識別（GB/T 39011-2020「消費財の安全性 危険有害性識別ガイドライン」で規定の方法に従って識別する） ・危険有害性の評価 ・暴露評価 ・不確定性の分析

今後の展開とスケジュール

- 危険化学品 2 次元コードによる管理は 2022 年中に中国全国で施行される見通しであるが、現在公的文書は公布されていない...**省略**...危険化学品 2 次元コードによる管理は中国全国にて施行される見通しである。

同管理体系は実施された後に...**省略**...注目すべきである。

- 「重点規制新興汚染物質リスト」は動的に発表され、2022 年中に発表される予定である

ため、2022 年後半期に同リストの公表を注目すべきである。

EnviX 展望と見解

「新興汚染物質管理行動計画」には、含有量制限により規制する重点規制新興汚染物質については、玩具や学生用品などの関連製品の強制国家標準に含有量制限要求を盛り込み、その実施を厳しく監督し、製品消費過程で発生する新興汚染物質の環境への排出を削減することが明記されているし、消費財に関する国家標準も新たに公布されたため、今後、玩具や学生用品などの消費財における有毒・有害化学物質の含有量規制要求を定めた強制国家標準の段階的な整備が進められものと見られる。使用禁止の有害物質を含有する製品は販売できない、または使用制限の有害物質の含有基準を満たさない製品も販売できないため、強制性のある国家標準の策定状況を絶えず注視し、適切な対応が早期にできるよう事前に準備されることを薦めたい。

また、中国政府は国際条約の履行は適切に進めている。2022 年 3 月 5 日、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）」規制対象物質への追加が審議されている「ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩および PFHxS 関連物質」の中国国内における生産、使用、輸出入、代替品などに関する情報の募集を開始し、中国国内の関係者を対象に関連情報の提供を求めている。同物質は今後「中国で厳格に制限する有毒化学品リスト」に追加される可能性があると考えられる。

【2022.05.30 YJ】

